

県民生活・土木交通通常委員会
平成 28 年(2016 年)5 月 18 日
土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

丹生ダム検証について

1 経緯

- ・平成 22 年 9 月 28 日 国土交通大臣が検討主体にダム検証を指示
※丹生ダム検証の検討主体：整備局、水機構
- ・平成 26 年 1 月 16 日 第 1 回検討の場・第 5 回幹事会
※総合的評価：「ダム建設を含む案」は有利ではない
- ・平成 28 年 1 月 25 日 丹生ダム対策委員会が整備局に意見書を提出
- ・平成 28 年 2 月～3 月 関係住民および学識経験者への意見聴取
- ・平成 28 年 3 月 31 日 「報告書（原案）案」について地方公共団体等へ意見照会

2 対応方針（原案）案と県の回答

【対応方針（原案）案】
「丹生ダム建設事業については『中止』することが妥当であると考えられる」

【県の回答（4 月 28 日付け）】

関係市である長浜市の意見も踏まえ、整備局および水機構へ回答

- 国がダム検証の手続にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手続を円滑に進めていただくこと
- これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、様々な課題の解決に向け、国においても引き続き主体的に取り組まれること

【国への要望（同日付け）】

合わせて、事業が中止に至った場合について、次の 4 項目を要望した。

- ① 代替となる治水事業（河川改修等）への最大限の支援
- ② 新たな地域振興事業の最大限の実施および支援
- ③ 既に買収された水没予定地の良好な管理の方策の検討
- ④ 流水の正常な機能の維持の検討への協力

3 今後の予定

- ・今後は、整備局が事業評価監視委員会を経て対応方針（案）を決定し、国土交通省へ報告される。
- ・その後、国の有識者会議を経て、国土交通大臣により対応方針が決定される。

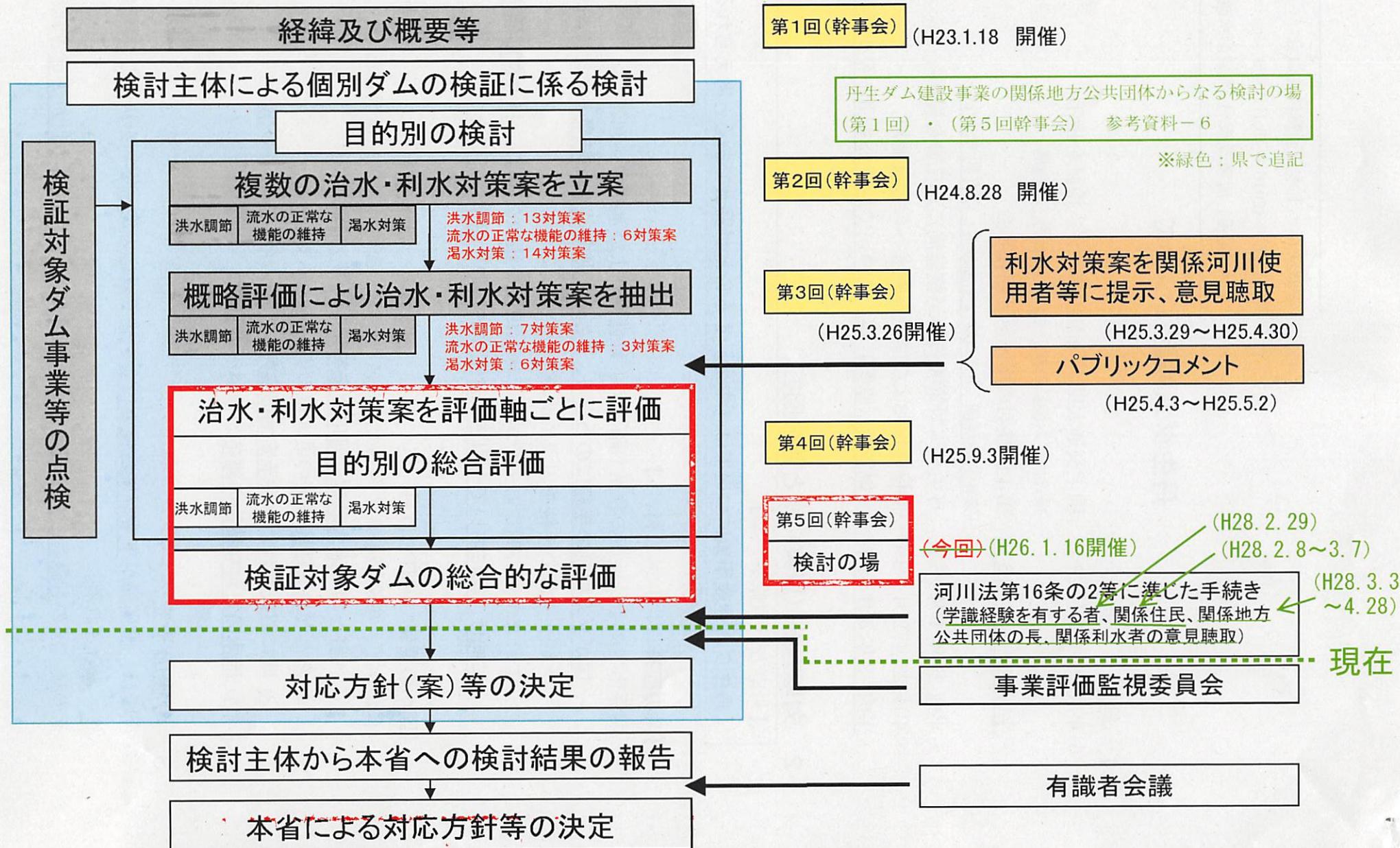
◆丹生ダム検証に係る検討の流れ

:完了 :未了

参考資料-6

H28.5.18

※ 対策案の数には、丹生ダム案を含む。





国近整河環第 46 号
27 ダ設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

滋賀県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1 (2) に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

丹生ダム建設事業の検証に係る検討 報告書 (原案) 案

平成 28 年 3 月

**国土交通省近畿地方整備局
独立行政法人水資源機構**

【注】

本報告書（原案）案は、丹生ダム建設事業の検証に係る検討にあたり、検討主体である近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検討している内容を示したものであり、後の国土交通省本省に報告する「対応方針（案）」を作成する前の段階における近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構としての（原案）案に相当するものです。

国土交通省本省は、近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構から「対応方針（案）」とその決定理由等の報告を受けた後、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聴き、対応方針を決定することになります。

6. 対応方針（原案）案

○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

洪水調節、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、目的別の総合評価を行った結果、洪水調節について有利な案は「河道の掘削+堤防のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ+水田等の保全（機能の向上）案」となり、流水の正常な機能の維持について最も有利な案は「水系間導水案」、異常渇水時の緊急水の補給について最も有利な案は、「丹生ダムB案」であり、次いで「丹生ダムA案」であった。

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しないため、総合的に評価を行うと、戦後最大相当の洪水に対する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利とはならないが、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、「丹生ダムB案」が最も有利な案となつたが、関係府県からは、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されているため、検証対象ダムの総合的な評価は、『ダム建設を含む案』は有利ではないと評価した。

○意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案の作成等を行った。

○関係地方公共団体の長からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び丹生ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○関係利水者からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び丹生ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○事業評価監視委員会からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び丹生ダム建設事業の検証に係る検討に対する近畿地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○対応方針（原案）案

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる。

中止に伴う事後措置は、それぞれの目的別に以下のとおりである。

■洪水調節

姉川・高時川の河川管理者である滋賀県が、現在、河川整備計画を策定中であり、治水対策の検討にあたっては、検討主体が有利とした代替案である「河道の掘削＋堤防のかさ上げ」案を基本として検討しており、その結果に沿って対応する。

■流水の正常な機能の維持

姉川・高時川の河川管理者である滋賀県が、現在、河川整備計画を策定中であり、高時川の瀬切れ対策については、当面は、現実的な対応策（河道形状の工夫による魚類の一時避難場所の確保等）を、学識経験者等の意見も取り入れながら検討しており、その結果に沿って対応する。

■異常渇水時の緊急水の補給

中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるよう、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していくこととする。

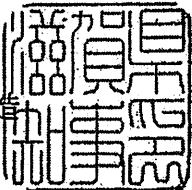
また、将来的な目標達成に向けた対応を検討する際には、これまでの丹生ダム建設事業における検討内容も活用する。

なお、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する。

滋流政第122号
平成28年(2016年)4月28日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年3月31日付け国近整河環第46号および27ダ設第163号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

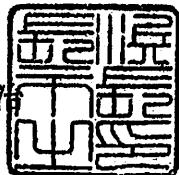
「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については、国がダム検証の手続にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手続を円滑に進めていただきたい。

なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれたい。

長北建第18号
平成28年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年4月6日付け滋流政第89号で照会のありました「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見につきましては、次のとおり回答します。

記

長浜市としては、地元丹生ダム対策委員会から提出されました意見書を尊重し、早期に丹生ダム建設事業の検証を終了させ、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、一刻も早く当該地域の地域振興策等さまざまな課題解決を図っていただきたい。

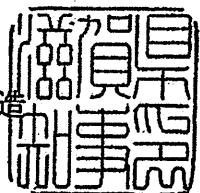
なお、洪水調節については、高時川・姉川沿川の住民が、近年幾度となく避難勧告の発出を受け、大きな不安を抱えていることから、流域住民の安全・安心のため、河川管理者としての責務を早期に果たしていただきたい。また、流水の正常な機能の維持については、長期にわたる瀬切れにより、魚などの生態系への悪影響や周辺住民の利水等に大きな影響が生じていることから、年間を通じて流れのある川を早期に実現していただきたい。



滋流政第 123 号
平成 28 年(2016 年)4 月 28 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業に係る要望について

平素は、本県の土木交通行政に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在進められている「丹生ダム建設事業の検証に係る検討」において、事業が中止に至った場合については、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重するとともに、流域の治水対策について総合的に勘案し、下記のとおり要望します。

記

1. 丹生ダムの代替となる治水事業（河川改修等）を速やかに実施することができるよう、最大限の支援を行うこととされたい。
2. 県道中河内木之本線等の道路整備をはじめとしたダム中止に伴う新たな地域振興事業に対して、最大限の実施および支援を行うこととされたい。
3. 独立行政法人水資源機構により既に買収された水没予定地について、良好な管理の方策を検討されたい。
4. 流水の正常な機能の維持の検討について、引き続き協力をお願いしたい。